

(案)

建築保全業務契約書

1. 業 務 名 宇良取水ポンプ場沈砂池土砂除去業務委託

2. 履 行 場 所 国頭村字宇良地内

3. 履 行 期 間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

4. 契 約 金 額
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)

5. 契 約 保 証 金

上記の業務について、発注者沖縄県公営企業管理者企業局長 宮城 力 と
受注者 代表取締役 とは、おのおの対等な立場におけ
る合意に基づいて、別添の条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行す
るものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ各自1通
を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
商号又は名称 沖縄県公営企業管理者
氏 名 企業局長 宮城 力 印

受注者 住 所
商号又は名称
氏 名 印

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、業務仕様書（特記仕様書（図面及び機器リストを含む。）、共通仕様書、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び業務仕様書を内容とする業務契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に履行するものとし、発注者は、その契約金額を支払うものとする。
- 3 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、口頭で行うことができるものとする。
- 4 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は第8条に規定する受注者の業務責任者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の業務責任者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 5 受注者は、この契約書若しくは業務仕様書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる時刻は、日本標準時とする。
- 9 この契約書及び業務仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、業務仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 12 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第29条の規定に基づき、発注者と受注者との協議の上選定される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 13 発注者が、第7条に規定する施設管理担当者を定めたときは、この契約の履行に関し、受注者から発注者に提出する書類（業務関係者に関する措置請求、代金請求書を除く。）は、施設管理担当者を経由するものとする。
- 14 前項の書類は、施設管理担当者に提出された日に発注者に提出されたものとみなす。

(業務計画書)

- 第2条 受注者は、業務仕様書に従い、業務の実施に先立って業務計画書を作成し、発注者に提出し、その承諾を得なければならない。

(契約の保証)

- 第2条の2 受注者は、契約保証金として契約金額（長期継続契約に係る入札にあって

は、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額)に100分の10を乗じて得た額を納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の規定に該当する場合は、この限りではない。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第4条 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。次項において同じ。）を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 受注者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下本条において「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名又は名称、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約予定金額について記載した書面を発注者に提出し、承諾を得なければならない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

3 前項の規定は、発注者が業務仕様書において指定した軽微な部分を再委託しようとするときには適用しない。

4 受注者は、第2項前段の承諾を得た場合において、発注者が契約の適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

(特許権等の使用)

第5条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている業務仕様又は工法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその業務仕様又は工法を指定した場合において、業務仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(使用人に関する受注者の責任)

第6条 受注者は、業務の実施につき用いた使用人による業務上の行為については、一切の責任を負う。

2 受注者は、法令で資格の定めのある業務に従事させる受注者の使用人については、その氏名及び資格について発注者に通知し、その承諾を得なければならない。使用人を変更したときも同様とする。受注者は、これら以外の使用人については、発注者の請求があるときは、その氏名を発注者に通知しなければならない。

(施設管理担当者)

第7条 発注者は、この契約の履行に関し発注者の指定する職員（以下「施設管理担当者」という。）を定めたときは、その氏名を受注者に通知するものとする。施設管理担当者を変更したときも同様とする。

2 施設管理担当者は、この契約書の他の条項に定める職務のほか、次に掲げる権限を有する。

- 一 契約の履行についての受注者又は受注者の業務責任者に対する指示、承諾又は協議
- 二 この契約書及び業務仕様書の記載内容に関する受注者の確認又は質問に関する回答
- 三 業務の進捗状況の確認及び履行状況の監督

(業務責任者)

第8条 受注者は、業務を実施するに当たって業務責任者を定め、その氏名を発注者に通知するものとする。また、業務責任者を変更したときも同様とする。

2 業務責任者は、この契約履行に関し、その運営、取締りを行うほか、契約金額の変更、履行期間の変更、契約代金の請求及び受領、業務関係者に関する措置請求並びに契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

(業務関係者に関する措置請求)

第9条 発注者は、受注者が業務に着手した後に受注者の業務責任者又は使用人が業務の履行につき著しく不適當であると認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

2 受注者は前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、施設管理担当者がその職務の執行につき著しく不適當と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

4 発注者は前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(業務の報告等)

第10条 受注者は、業務仕様書に従い、発注者に対して業務報告書を提出しなければならない。

2 発注者又は施設管理担当者は、前項の規定によるほか、必要と認めるときは、発注者に対して業務の履行状況及びその結果について報告を求めることができる。

(控室等)

第11条 発注者は、業務の実施につき必要があると認める場合は、受注者に対して控室、仮眠室、資機材置場等（以下「控室等」という。）を提供するよう努めるものとする。

2 受注者は、発注者から控室等の提供を受けた場合は、善良な管理者の注意をもってこれらを使用しなければならない。また、受注者は、これらが発注者に返還すべきときは、

これらを原状に回復しなければならない。

(関連作業等を行う場合)

第12条 発注者は、受注者の業務履行に支障を及ぼすおそれがある作業等を行うときは、あらかじめ受注者に通知し、発注者と受注者とが協力して建築物の保全に当たるものとする。

(業務内容の変更)

第13条 発注者は、必要があるときは、業務内容の変更を受注者に通知して、業務内容を変更することができる。この場合においては、発注者は、必要があると認めるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(貸与品等)

第13条の2 発注者が受注者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等(以下「貸与品等」という。)の品名、数量等、引渡場所及び引渡時期は、業務仕様書に定めるところによる。

2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 受注者は、業務仕様書に定めるところにより、業務の完了、業務仕様書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第13条の3 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第13条の4 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受注者に通常必要とされる履行

期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第14条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(契約金額の変更方法等)

第15条 契約金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が契約金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第16条 受注者は、業務の履行に当たって事故が発生したとき又は事故の発生するおそれのあるときは、発注者の指示を受け、又は発注者と受注者とが協議して臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、受注者の判断によって臨機の措置をとらなければならない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を遅滞なく発注者に通知しなければならない。
- 3 発注者又は施設管理担当者は、事故防止その他業務上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、契約金額の範囲内に含めることが相当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(損失負担)

第17条 受注者は、業務の実施について発注者に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、損害を賠償しなければならない。

- 2 受注者は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、

受注者の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由によるときには、その限度において発注者の負担とする。

- 3 受注者は、受注者の責めに帰さない事由による損害については、第1項又は第2項の規定による賠償の責めを負わない。

(検査)

第18条 受注者は、業務が完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員は、前項により業務完了の通知を受けたときは、その日から換算して10日以内に検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

- 3 前項の規定による検査の結果、不合格のものについては、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めて完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。

- 4 発注者は、第2項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを契約金額の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

- 6 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

(契約代金の支払)

第19条 受注者は、前条の検査に合格したときは、代金の支払を発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の適正な請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に代金を受注者に支払わなければならない。

(部分払)

第19条の2 受注者は、業務の完了前に、受注者が既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という）に相応する契約金額相当額の10分の9以内の額について、次項から第5項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、業務の出来高が50パーセントを超えて以降に1回までとする。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る既履行部分の確認を発注者に請求しなければならない。

- 3 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項により部分払の請求の通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

- 4 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の契約金額相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第3項の通知にあわせて

第1項の契約金額相当額の協議を申し出た日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 $\leq$ 第1項の契約金額相当額 $\times 9/10$

- 5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、前項の規定により算定された額の部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から30日以内に部分払金を支払わなければならない。

(第三者による代理受領)

第20条 受注者は、発注者の承諾を得て契約代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して前条の規定に基づく支払をしなければならない。

- 3 発注者が受注者の提出する支払請求書に受注者の代理人として明記された者に契約代金の全部又は一部を支払ったときは、発注者はその責めを免れる。

(業務の履行責任)

第21条 第18条の規定による検査において通常発見し得ない不完全履行で、検査合格の日から1年以内に発見されたものについては、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めて完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第21条の2 受注者が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合は、変更後の契約金額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者を構成事業者とする事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が同法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実

行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日まで、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（発注者の契約解除権）

第22条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

一 正当な理由がなく、契約上の業務を履行せず、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

二 第4条又は第26条の規定に違反したとき。

三 前各号のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。

四 第24条に規定する事由によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

五 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

へ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、既済部分について検査を行い、当該検査合格部分に相当する代金を支払わなければならない。

3 受注者は、第1項の規定によりこの契約を解除された場合は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあつては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の10分の1に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期限までに発注者に支払わなければならない。

（予算削減に係る契約の解除等）

第22条の2 この契約が長期継続契約の場合、発注者は翌年度以降の収入支出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約を変更又は解除するときは、発注者は、文書をもって受注者に通告するものとする。

3 第22条第2項の規定は、第1項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

第23条 発注者は、業務が完了しない間は、第22条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 第22条第2項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に準用する。

3 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の契約解除権）

第24条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

一 第13条の規定により業務の内容を変更したため、契約金額が3分の2以上減少したとき。

二 発注者が第26条の規定に違反したとき。

三 発注者がこの契約に違反し、それにより業務を完了することが不可能となったとき。

2 第22条第2項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

3 発注者は、第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、これにより受注者が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

（解除に伴う措置）

第25条 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第2

2 条第 2 項の検査合格部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代金を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代金を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

3 受注者は、この契約が解除された場合において、控室等に受注者が所有する業務機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、控室等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は控室等の修復若しくは取り片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、控室等を修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。

（秘密の保持）

第 26 条 発注者及び受注者は、本契約業務履行を通じて知り得た相手方の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。本契約業務の履行に当たる受注者の使用人も同様の義務を負い、この違反について受注者はその責めを免れない。

（遅延利息の徴収）

第 27 条 受注者の責めに帰すべき事由により、受注者がこの契約に基づく損害賠償金又は違約金を指定の期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額にその期限の翌日から支払の日まで、支払遅延防止法第 8 条第 1 項の規定に基づき定められた率の割合で計算した遅延利息を請求することができる。

2 発注者の責めに帰すべき事由により、発注者がこの契約に基づく第 19 条第 2 項の規定による契約代金又は損害賠償金を指定の期間内に支払わないときは、受注者は、その支払わない額にその期限の翌日から支払の日まで、支払遅延防止法第 8 条第 1 項の規定に基づき定められた率の割合で計算した遅延利息を請求することができる。

（賠償金等の徴収）

第 28 条 受注者がこの契約に基づく損害賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に前条の利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額を相殺し、なお不足があるときは追徴する。

（紛争の解決）

第 2 9 条 削除

(補則)

第 3 0 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。